

第 3 回ガストロノミーツーリズム・スタートアップ・コンペティション 規約（参考訳）

UNWTO 駐日事務所
(2022 年 1 月 28 日付)

1. 背景

国連世界観光機関(以下「UNWTO」という。)は、バスククリナリーセンター(以下「BCC」という。)と協同で、ガストロノミーツーリズムのイノベーションと起業家精神を促進する取組として、ツーリズム・テック・アドベンチャーというシリーズのもと、第3回ガストロノミーツーリズム・スタートアップ・コンペティションを開催する。

UNWTO と BCC の両者は、観光とガストロノミーの分野において、起業しやすい環境を強化し、イノベーションを促進することを目的の一つに掲げている。

このグローバルなコンペティションを開催することで、イノベーションを通してガストロノミーツーリズムの分野を促進し、第7回 UNWTO ガストロノミーツーリズムフォーラムの枠組みの中で、世界中のスタートアップ企業に利益をもたらすためのプロジェクトを発表する機会を提供するものである。

UNWTO は、責任ある、持続可能な、そして、誰もが参加のできる観光を推進する国連機関である。

UNWTO は、観光を、持続可能な経済成長、包摂的な発展、環境の保全の推進役として位置づけ、世界各地に知識の啓発や観光政策の普及をするための中心的な役割を担っている。

UNWTO は、158 の加盟国、6 つの加盟地域並びに民間事業者、教育機関、観光協会及び地域の観光当局を代表する 500 を超える賛助加盟員で構成されている。

UNWTO の現在の優先事項の一つは、雇用とビジネスの機会を創出し、観光セクターの持続可能な発展のための手段として、観光分野の起業家とイノベーション分野の関係者とのつながりを促進させることである。

BCC は、ガストロノミーと食に関する高等教育、調査研究、イノベーションの促進を目指

しており、ガストロノミーの普及のための活動を実施している。世界でも先駆的な学術機関であり、モンドラゴン大学のガストロノミー・サイエンス学部と BBC イノベーション研究センターが統合されている。

2. 選定要件

この募集は、UNWTO 加盟国の観光セクターの多くのスタートアップ企業の注目を集め、世界レベルでガストロノミーツーリズムの分野に最も重要性の高い企業の選定を行うことを目的としている。

プロジェクトは、斬新さの度合い、商品の成熟度、実行可能性、拡張性、持続可能性、将来的な投資家への関心及び社会的影響など、様々な基準に基づいて選定される。

プロジェクトは、3つの部門に分類される：

新技術部門：ガストロノミーツーリズムに関連する解決策や新たなサービスを提供するための高い技術的要素を持つ新規プロジェクトを開発・促進している個人又は法人

地域影響部門：ガストロノミーツーリズム分野に関する、地域の変革や社会改善の要素が高いプロジェクトを開発・推進している個人又は法人。

持続可能性と廃棄物部門：観光客が生み出す影響に関連し、持続可能性や食品廃棄物管理の要素が高いプロジェクトを開発・推進する個人又は法人

3. 応募対象者:このコンペティションは、開発の初期段階にあるプロジェクト(以下「初期段階」という。)で、次の2つの項目に該当するものを対象としている。

自然人、法人を問わず、法定年齢に達しており、行為能力を有するすべての起業家を対象とする。詳しい応募資格は、下記4. に定める条件のみである。

国連が掲げる「持続可能な開発目標」(SDGs)に沿い、技術的な要素を導入したプロジェクトで、以下のいずれか(又は複数)に該当していなければならない。

- ガストロノミーに関する観光商品として、ガストロノミーを中心に開発された解決策/商品/サービスに対し、地域又は民間事業の管理がなされていること。

-持続可能な開発とプロジェクトの収益性のバランスを追求し、正の影響を最大化する提案であること。

-市場とのつながりや、あらゆる段階におけるユーザー体験があること。

4. 参加要件

4.1 本コンペティションは、初期段階のプロジェクトに焦点を当て、「新技術部門」、「地域影響部門」、「持続可能性と廃棄物部門」の3部門があり、以下の参加要件を満たす取組を募集するため、コンペティションを実施します。

- 革新的で/斬新であること
- ビジネスにおける拡大可能性があること
- ビジネスモデルが検証済み、あるいは試行済みであること
- 市場で浸透する内容であること
- 起業家やチームを支援していること

スタートアップの代表者は、法定年齢に達しており、契約を締結する行為能力を有する自然人である必要がある。刑事責任能力が失われていない限り、6か月以上の禁固または懲役に処せられる確定判決を受けていないこと。参加者は、プログラムに参加する時点、あるいは参加している途中のいかなる時点においても、これらの要件を満たすことができない場合は、コンペティション及び教育プログラムから除名され、いかなるサービスをも受ける資格を失い、UNWTO 及び BCC に対していかなる申立てをも行う権利を有さない。

本プログラムに登録する際に参加者が提出する情報には偽りがないものとし、したがって、虚偽又は不完全な情報を提出するいかなる参加者も、本プログラムへの参加資格を失い、いかなるサービスをも受けないものとする。本プログラムの主催者は、参加者が本プログラムの精神、国連の原則、法律、第三者の権利及び善意に反する行為を行ったと判断した場合においては、事前の通知なく受諾しない、あるいは本プログラムから除名する権利を有する。同様に、UNWTO や BCC の評判や名声に反するような行為を行ったと判断したいかなる参加者あるいは関係者を、主催者は除名する権利を有する。上記のいかなる行為も、参加者又は参加希望者に、損害賠償や発生した費用等に関するいかなる申立てをも行う権利を与えるものではない。

5. 選考スケジュール

-プロジェクトの提出期限は、2021 年 11 月 2 日から 2022 年 2 月 28 日 00:00CET(中央ヨーロッパ標準時)とする。

- 暫定的なスケジュールは以下のとおりである。

- コンペティションの応募受付開始：2021 年 11 月 2 日
- 応募締切：2022 年 2 月 28 日
- 選考に残った事業のオンラインプラットフォーム上での発表：2022 年 4 月 1 日
- スタートアップ部門の受賞の発表：2022 年 5 月

5.1. 以下の選考基準が用いられる。

- SDGs への準拠：優先順位の高い SDGs に関連した社会的影響を具体的な指標を用いて測定していること。
- テクノロジーあるいはデジタル・コンポーネント：プロジェクトにテクノロジーを組み込んでいること。
- ガストロノミーツーリズムの分野の範囲内であること。
- 専任チーム：活動領域に関する明確な知識を有するチーム。プロジェクトの実施に関する公的又は民間組織による支持を受けていること。
- スタートアップとの協力による価値獲得の容易さ：現存の資源・インフラの使用、商品の拡大可能性を最適化しながら、短中期で商品・サービスの共同開発を機動的に実施していること。
- プロジェクトの潜在的影響力：短期・中期的なプロジェクトの拡大・収益の可能性や競争優位性の発展が見込めること。(例えば、新技術へのアクセス、技術的側面へのアクセス等。)
- スタートアップの社会的影響：地域コミュニティ及び環境の改善に貢献していること。
- イノベーション：本分野において、(世界レベルでの)斬新さ・革新性の度合い

- チームや組織の成熟度：創業者又はチームの経歴、創業者の起業に対するモチベーションと個人的な興味、内部組織とプロセス
- 商品/技術の成熟：MVP(顧客に価値を提供できる最小限の商品)、技術あるいは現行の商品の成熟度。
- 試行済の MVP であること：商品やサービスが過去に試行済で、測定されているか、測定可能な結果が得られていること。
- パートナリシップへの準備：商品の共同開発の実績(例. 大学、企業等との協働)。企業との協働へのモチベーションや関心を有し、パートナリシップを考慮していること。
- 持続可能性：サービス、ビジネスモデル及びソリューションにおいて欠かすことのできない品質であり、ビジネス活動によってもたらされる環境、経済及び社会的な影響を回避あるいは最小限にしていること。
- 牽引力：地域の環境を変える能力、社会に変化をもたらす能力、受益者グループの社会的状況を改善し、又は社会における認知を促進する能力。
- 事業の実行可能性と潜在的影響力：短期・中期的な事業の拡大・収益の可能性や競争優位性の発展が見込めること。

5.2. 前項の基準に基づき、すべての参加プロジェクトに対し第一審査及び選考が行われる。

5.3. 第一審査で 20 から 30 のプロジェクトが選出され、各部門で、下記 6. に記載のある次の選考プロセスへと進む。

選考委員会は、UNWTO と BCC により指名され、UNWTO の加盟国や賛助加盟員、戦略的なパートナーからの投資家、起業家、専門家による国際的なネットワークで構成される。

6. 選考手続

6.1. 選考委員会の審査員により、各部門で 3～5 件が選出され、最優秀のプロジェクトが決定する。

6.2. 各部門で選出された 3～5 件のプロジェクトは、授賞式に参加することができる。

6.3. 各部門の受賞プロジェクトのうち、世界水準でガストロノミーツーリズム分野のプロジェクトを特定・推進し、その活動領域において社会的な変革をもたらすことを目指すもの。これは、事業内容やその地理的範囲、ガストロノミーツーリズムの分野における活動領域の変革及び社会の改善の可能性、プロジェクトがもたらすことになる社会的影響の具体的な指標に基づいて評価される。

7. 表彰

7.1. 受賞プロジェクト(各部門1件)には、下記の特典が付与される：

LABe-デジタル・ガストロノミー・ラボ施設の6か月間の使用

初のロードショー形式のフードテック・スタートアップ・コンペティション「クリナリー・アクション！オン・ザ・ロード」にファイナリストとして参加

ガストロノミー分野で初のデジタルコミュニティであるGOeデジタルコミュニティのアドバンスプランの利用（6か月間）

この6か月の間に、BCCは独自の判断で最優秀スタートアップ事業との関係を継続し、個別の作業計画を作成するか否かを決定する。

8. 権利関係

本プログラムの運営に個人情報の処理が必要となる場合、本プログラムの主催者は下記の事項の責務を負うものとする。

- 入手した情報は、コンペティションの目的のみに使用する。
- 守秘義務に準拠するために、権限を与えられた者が個人情報を処理し、権限のない第三者に情報を開示しない。
- 個人情報の処理から発生し得るリスクに対して適切な水準のセキュリティを提供し、個人情報の安全性を確保するとともに、個人情報の改ざん、紛失、過失による違法な破棄、処理、開示あるいは不正アクセスを防止するために、必要なあらゆる措置を講じるものとする。
- 処理を担当する組織が他にもある場合、該当する規約で規定されているものと、同様の保

護義務を課すものとする。

- 参加者は、権利行使を希望する旨を本規約の見出しに記載された主催者の登録事務所に郵送するか、又は記載したメールを comm@unwto.org に送付し、パスポート、国民 ID (DNI) 又はこれに準ずる書類の写しを添付して、アクセス、更正、キャンセル及び異議申立ての権利を行使することができる。

- 参加者は、本プログラムへの参加により、他の参加者に最優秀プロジェクトを発表する目的において、氏名をいかなる報酬も発生することなく、使用する権利を UNWTO が有することに明確に合意する必要がある。

応募書類の提出に当たり、プロジェクト推進者には以下の事項が保証される。

- プロジェクト内容はオリジナルで、プロジェクト実施者の裁量によりプロジェクトを処理することができ、プロジェクト実施の権利を有するものとする。参加者、応募したプロジェクトに関して、知的財産権や第三者の個人情報に関連する法的措置、申立て、請求があった場合、主催者の一切の責任を免除し、主催者はいかなる責任も負わない。

- プロジェクトが複数の参加者による共同作業の成果である場合、その成果物は共同著作物として扱われ、その権利は共同事業者としての全ての参加者に帰属するものとする。

- 参加者は、UNWTO が公式ウェブサイトプロジェクトの概要をアップロードすることを許可し、そのウェブサイトの閲覧者が該当ウェブサイトの利用条件に従って該当情報にアクセスすることを承諾するものとする。

- 参加者は、UNWTO が公式ウェブサイトに掲載するために、また、UNWTO の関連イベントや取組のために、UNWTO のアーカイブと保存メディアに記録し、本プログラムに関連して参加者のプロジェクト名及びタイトルを期限なく使用することを承諾するものとする。

- UNWTO は、提供される情報、又はそれに含まれる可能性のあるいかなる産業財産権及び知的財産権をも主張しないものとする。参加者は、UNWTO に対し、プロジェクトに由来するいかなる産業財産権及び知的財産権をも譲渡する必要はない。

- 参加者は、UNWTO が参加者の関心のあるイベントや活動に関する情報を共有する目的で、個人情報を使用することを承諾するものとする。

- 参加者は、コンペティションの終了後、UNWTO に情報を移管することを承諾するものとする。

9. 留意事項

本プログラムは、正当な理由により、変更、中断、中止されることがある。同様に、UNWTO は提出されたプロジェクトが審査員チームの意見により期待されている水準を満たしていない場合に、特典の全部又は一部を授与しない権利を有する。

UNWTO は、プラットフォームの不備や、コンピュータ、ネットワーク、その他の理由により、応募情報の紛失、破損、遅延の問題に対して一切の責任を負わない。

よくある質問(FAQ)は、チャレンジ・プラットフォーム上に掲載される。本規約と FAQ の間で齟齬がある場合、本規約を優先するものとする。

10. 規約への同意

本コンペティションへの参加により、本規約の全ての内容に同意したものとみなされる。本規約のいずれかの条項に同意されない場合は、本コンペティションに参加しないものと見なされ、優秀者に選定され、受賞を宣言された場合、受賞を放棄するものとみなされる。

11. 規約の解釈について

本規約は、特定の国内法を排除し、国際法の一般原則に従って解釈されるものとする。

本規約又はその違反に起因、関連するいかなる紛争、論争、申立ては、国連国際商取引法委員会の仲裁規則に従って直接交渉により解決される場合を除き、仲裁によって解決されるものとする。

本規約のいかなる項目も、又は本規約に関連するいかなる事項も、UNWTO の特権及び免除を放棄するものとして解釈されないものとする。

12. 名称、略称、旗及びロゴマークの使用

参加者は、いかなる方法においても、各事例において自らの裁量で提出する事前の書面による許可なしに、プロモーション、商業その他の目的で、UNWTO の名称、略称、ロゴマークあるいは公印を使用してはならない。

13. 責任の制限と免責

いかなる状況においても、UNWTO は本コンペティションに起因又は関連して生じたとされる①損失、②直接的、間接的、偶発的、結果的な損害、③責任、④費用について、参加者に対して一切の責任を負わないものとする。

参加者は、提出したプロジェクトに関する第三者の知的財産権またはその他の権利の侵害を含むがこれに限定されない、本コンペティションに起因又は関連して発生するいかなる訴訟、申立て、損失、損害、責任又は費用について UNWTO を免責し、保護することに同意するものとする。

原文はこちら

Terms of Reference

(UNWTO 本部内、第 3 回スタートアップコンペティション専用ページ)

<https://webunwto.s3.eu-west-1.amazonaws.com/s3fs-public/2021-10/terms-of-reference-3rd.pdf?4l0Hgicvx1YsV8XA0x1dHvSaXvHsACym>